

岐阜県畜産研究所における競争的資金等の使用に関する行動規範

令和7年10月1日

岐阜県畜産研究所の研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、競争的資金等の運営・管理を適正に行い、不正な使用を防止するため、行動規範を以下に定める。

1. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたっては、法令や関係規定を遵守するとともに、自らの行動において倫理や社会規範を守らなければならない。
2. 研究者等は、競争的資金等が、岐阜県畜産研究所が管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等を計画的かつ適正に使用しなければならない。
4. 研究者等は、相互に円滑なコミュニケーションを図り、協力して研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用に関する教育に参加し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
6. 研究者等は、個人情報や守秘義務のある情報等を厳重かつ適正に管理するとともに、情報セキュリティを維持・強化しなければならない。
7. 研究者等は、公正な研究活動を通じて研究目的の達成を目指すとともに、研究成果の発信及び社会への貢献に努めなければならない。